

1. 目的

学校法人星薬科大学（以下「本学」という。）は、薬学を通じた世界に奉仕する人材の育成という基本的使命に加え、薬学に関連する研究開発の成果の普及を図り、広く社会に貢献することを目的として産学官連携を推進する。

産学官連携の推進にあたっては、大学や役員及び職員（以下「職員等」という。）が企業、国、地方公共団体又はその他の団体（以下「企業等」という。）との関係で利益を得る、又は責務を負うことは当然に想定され、大学がその使命に基づき職員等に求める本務と衝突する場合が生じることも考えられ、第三者に「利益相反(Conflicts of Interest)」と見做される可能性がある。

このため、本学は、産学官連携の推進に当たり、利益相反に関する本学及び職員等が公正かつ効率的に業務に専念し、企業等との連携を円滑に推進できる環境の整備を目的として、利益相反ポリシーの基本的な考え方、利益相反の管理体制等を定める。

2. 利益相反管理の基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。
- (2) 本学は、大学の使命遂行に障害が生じることを防止し、職員等が公正かつ効率的に産学官連携に取り組めるよう利益相反に関する規程を整備し、利益相反管理体制を構築する。
- (3) 本学は、本学の利益相反ポリシーについて、社会、行政、企業等に対しても理解と協力を求め、利益相反を防止しつつ、円滑に産学官連携を推進する。

3. 利益相反の定義

利益相反の定義は、次のとおりとする。

(1) 広義の利益相反

利益相反とは、ア及びイを含む概念をいう。

ア 狭義の利益相反

職員又は本学が産学官連携活動等に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育、研究という本学における責任が衝突・相反している状況

イ 責務相反

職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(2) 個人としての利益相反

個人としての利益相反とは、(1)アのうち、職員個人が得る利益と職員個人の本学における責任との相反をいう。

(3) 本学としての利益相反

本学としての利益相反とは、(1)アのうち、本学が得る利益と本学の社会的責任と

の相反をいう。

4. 利益相反管理の対象範囲

基本的には、本学の職員等が行う産学連携活動、企業等から何らかの経済的利益の供与、企業等からの一定額以上の物品の購入、学生を社会活動へ参加させる行為等を対象とする。

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理委員会

利益相反管理を行うため、本学に、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

委員会は、次の業務を処理する。

- 1) 利益相反管理に関する施策の策定に関すること。
- 2) 利益相反に関する申告、調査及び審議に関すること。
- 3) 利益相反の状況を管理するために必要な措置に関すること。
- 4) その他利益相反管理に関する重要事項。

(2) 利益相反アドバイザー

委員会に、利益相反マネージメントに関する助言、指導その他の専門的事項を処理する利益相反アドバイザーを置くことができる。

利益相反アドバイザーは、次の業務を行う。

- 1) 職員等からの質問又は相談があった事項について必要な助言、指導等を行う。
- 2) 必要な調査又は相談に応じ、必要な助言、指導等を行う。
- 3) 学外の専門家との連絡調整
- 4) 委員会から依頼された事項。
- 5) その他専門的な事項。

6. 利益相反マネージメント手続等

(1) 産学官連携活動に携わる職員等は、利益相反に関する申告書を委員会に提出するものとする。なお、申告書に係る対象者の細目、申告事項、申告時期、書式等は、委員会が定める。

(2) 職員等は、利益相反の状況を自ら管理するため、申告書の提出時その他の機会において、利益相反アドバイザーから助言、指導等を受けることができる。

(3) 委員会は、利益相反管理に関し、職員等を対象として、定期的に研修を実施する。

7. 学外への公表等

本学は、本学の利益相反に関する情報を必要と認める範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。ただし、個人情報に関するものを除く。